

在宅医療支援システム研究会次第

日時 令和2年5月26（火）
18時30分～

場所 介護老人保健施設くろかみ
研修室

1 開 会

2 あいさつ

3 報告・紹介事項

(1) 委員の紹介 …… 自己紹介

(2) 報告、情報提供

①新型コロナウイルス感染症対策に係る岡山県の対応について

②”笑顔”結びプロジェクト について

(3) 令和2年度実施予定の事業

○新見市在宅医療・介護連携推進事業について

(4) Z連携の晴れやかネット（地域ケアキャビネット）への移行について

5 その他

次回開催日 23 or 30
令和2年6月 日（ ）

岡山県における新型コロナウイルス感染症対策に係る協力の要請（案）

1 区 域 岡山県全域

2 期 間 令和2年5月22日から令和2年5月31日

3 実施内容

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）に基づく緊急事態宣言が東京都など5都道府県を除き解除されたが、クラスター発生等の恐れは続いていることから、引き続き、法第24条（都道府県対策本部長の権限）の規定に基づき、新型コロナウイルスのまん延防止と社会経済活動の維持の両立に配慮した取組に段階的に移行するため、以下の対応の協力を要請する。なお、今後の流行状況や医療体制の状況等を踏まえ、必要な場合には、期間内であっても内容の見直しを行う。

（1）外出に際しての協力要請（法第24条第9項）

- ・ 県民に対し、不要不急の帰省や旅行など、県境を越えた移動は、できるだけ控えることを要請する。また、特定警戒都道府県との往来は、仕事であっても極力控えることを要請する。
- ・ 密閉・密集・密接が重なる場所、特に、他県でクラスターが発生しているような施設への出入りは、できるだけ避けることを要請する。
- ・ 国の専門家会議で示された新しい生活様式（生活スタイル）等の実践を要請する。

（2）イベントの開催自粛要請（法第24条第9項）

密閉・密集・密接のいずれかに該当するイベントについて、主催者に対し、開催の自粛を要請する。

ただし、屋外であれば概ね200人以下、屋内であれば概ね100人以下で行うものについては、感染防止策を講じた上で開催可能とする。

（3）適切な感染防止策の協力要請（法第24条第9項）

- ・ 事業を継続している施設及び再開する施設に対し、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた適切な感染防止策の協力を要請する。
- ・ 他県でクラスターの発生報告があり、重症化リスクの高い高齢者が利用する福祉施設に対し、適切な感染防止策の徹底を要請する。

3(1)において県が出入りをできるだけ避けるよう要請する
他県でクラスターが発生した主な施設

- ・キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店
- ・スポーツジム、スポーツ教室等の屋内運動施設
- ・バー
- ・カラオケ
- ・ライブハウス

3 (3) において県が要請する対策の具体的内容

○ すべての施設に求める感染防止策

(基本的な対策)

- ・入場者の整理 (入場前の間隔 (1 m、できれば2 mを目安に) 確保)
- ・入場者へのマスク着用の周知及び従業員のマスク着用
- ・有症状者の入場禁止
- ・手指消毒設備の設置
- ・施設の消毒 (共用部分 (エレベータのボタン、手すりなど) の定期的 (概ね1時間ごと) な消毒)
- ・施設内の換気 (概ね30分ごと窓の開閉など)

(「3つの密」を回避するため特に必要な対策)

- ・利用者の間隔 (1 m、できれば2 mを目安に) の確保又は従事者と利用者
の間や利用者間へのパーティションの設置
- ・混雑時の入場制限
- ・施設内で大きな声を出すことの禁止
- ・施設内で激しい運動の禁止
- ・業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた適切な対応

○ 上記「すべての施設に求める感染防止策」に加え、高齢者福祉施設に求める感染防止策

- ・利用者の健康管理 (有症状者の利用の制限など)
- ・従事者の健康管理 (有症状者の自宅待機など)
- ・飲食時や休憩室などでの他の従事者との一定間隔の確保
- ・複数の従事者が共有するものの定期的な消毒
- ・緊急の場合を除く面会の禁止
- ・ケアやリハビリテーション等における「3つの密」を避ける取組
- ・不要不急の外出や県境を越えた移動を控えるよう従事者に周知徹底
- ・県外からの訪問者との接触を避けるよう、利用者や従事者に周知徹底
- ・通所又は短期入所サービスについては、家庭等での対応や代替サービス
が可能な範囲で、利用回数の縮小などの検討を利用者や家族に確認

フェーズごとの主な対策(案)

週ごとの患者数や他県の流行状況も見ながら段階的に判断していく

R2(2020).5.21

| | 活動自粛フェーズ | 段階的な活動再開フェーズ | 感染対策と活動の両立フェーズ | 活動の全面再開 |
|------|---|---|---|--------------------------|
| 状況 | 感染者数が持続的に増加 医療体制が逼迫 国内の感染者数が急増 | 感染者数が持続的に減少 国内の感染者数が減少傾向 | 感染者数が減少、感染源不明の新規感染者もみられない 国内の流行状況も落ち着いている | ワクチンや効果的な治療薬が実用化、集団免疫を獲得 |
| 目的 | 感染拡大・県外流入抑制 医療体制の維持 | 封じ込め状態の確認 「密」を回避しつつ社会機能の段階的再開 | 封じ込め状態の維持 社会機能の回復 | 制限の解除 社会機能の回復 |
| 医療等 | ・病院は重症者の入院治療を優先、軽症者は自宅・宿泊療養 ・面会の原則禁止、利用者・従事者の健康管理など感染防止策の徹底を要請 | | 引き続き感染防止策の徹底を要請 | ワクチン接種や効果的な治療薬の使用が可能 |
| 遠出 | 県境を越えた不要不急の移動自粛を要請 | | 流行地への不要不急の往来自粛、帰宅後14日間の外出自粛を要請 | |
| 外出 | 有症状者の外出自粛 不要不急の外出自粛 「密」の回避行動の徹底 | 有症状者の外出自粛 クラスター発生施設への出入自粛など「密」の回避行動の徹底 | 有症状者の外出自粛 社会的距離確保、「密」の回避行動など「新たな生活様式」の実践 | |
| 学校 | 休校またはオンライン授業 | 休校またはオンライン授業 登校日を設定 | 適切な感染防止策を講じ、再開 | |
| 企業 | 可能な限り在宅勤務を推奨 | 在宅勤務を推奨 | | |
| 商業 | 特に対策が必要な施設に対し、営業自粛の協力要請 | 適切な感染防止策を講じ、再開 | | |
| 遊興 | 特に対策が必要な施設に対し、営業自粛の協力要請 | 適切な感染防止策が困難な場合、営業自粛の協力要請 | 適切な感染防止策を講じ、再開 | |
| 県有施設 | 多数の人が利用する施設は休止 | 適切な感染防止策を講じ、再開 県外客が多い施設等は休止 | 適切な感染防止策を講じ、再開 | |
| イベント | 全てのイベントの中止・延期 | 全国規模又は概ね50人以上のイベント等は中止・延期 | 「密」につながるもの、全国規模のもの等は中止・延期、その他は対策を講じた上で、開催可能(別紙) | |

※上記の対策は、各フェーズで一律に切り替えるのではなく、感染者の発生状況等により、一部の対策から段階的に実施することも想定される

感染拡大防止に向けた県主催イベントの開催に係る考え方（改訂案）

R2(2020).5.21

1 自粛するもの

- (1) 下記のア及びイに該当するもの（密閉、密集、密接の「3つの密」が全て該当するもの）
 - ア) 多数の人と1メートル以内の距離で会話するなど密に接するもの
 - イ) 多数の人が密集して、天井の低い会議室等閉鎖空間（換気が不十分な密閉空間）で長時間過ごすもの
目安）屋内であれば概ね100人以上、屋外であれば概ね200人以上
- (2) 全国規模のもの又は特定（警戒）都道府県などからの参加が見込まれるもの
- (3) 高齢者や基礎疾患を持った者が集まるもの
- (4) 特定（警戒）都道府県や感染拡大注意都道府県などにおいて実施するもの

2 原則として自粛を検討するもの

- (1) 密閉、密集、密接の「3つの密」の1つもしくは2つが該当するもの
- (2) 医療・福祉関係者等が集まるもの（患者や施設利用者等への二次感染のリスクに配慮）

3 開催する場合に留意すること

- ・風邪のような症状のある方の参加自粛の要請を徹底すること
- ・室内換気を十分に行うこと
- ・アルコール手指消毒薬を設置すること
- ・参加者に咳エチケットの徹底を要請すること
- ・空間的・時間的に間隔をあけるなど人が密集しないようにすること
- ・適切な感染防止策に関する業種別ガイドラインも参考にすること

※ この方針については、7月末までのイベント等を想定しており、今後の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直すこととする。
※ 下線部は5月5日版からの変更点。

対策フェーズの切替の目安（案）

R2(2020).5.21

| 対策フェーズ | 活動自粛 | 段階的な活動再開 | 感染対策と活動の両立 | 活動の全面再開 | |
|---------|--|---|--|--|--|
| 活動再開の目安 | <p>下記のすべてに該当する場合などで総合的に判断する</p> <p>【流行状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 直近1週間の新規感染者数 / その前1週間の新規感染者数 = 概ね1未満 直近1週間の新規感染者数が9人未満程度（人口10万人あたり0.5人未満程度に相当） <p>【医療体制】</p> <p>感染症指定病床の入院患者数 / 感染症指定病床数 = 概ね2割未満</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内や隣県の流行状況も勘案 監視体制や検査体制等も勘案 | <p>下記のすべてに該当する場合などで総合的に判断する</p> <p>【流行状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 左記の「概ね1未満」が2週間継続 直近1週間に感染源不明の新規感染者がみられない <p>【医療体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療体制が逼迫していない 人員体制や衛生資材が確保できている <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内や隣県の流行状況も勘案 監視体制や検査体制等も勘案 緊急事態宣言が解除 | <p>ワクチンが実用化され、ワクチン接種等により、国民の大多数が免疫を獲得</p> <p>（集団免疫を獲得）</p> | | |
| | 活動自粛 | 段階的な活動再開 | 感染対策と活動の両立 | | |
| 活動自粛の目安 | <p>下記のいずれかに該当する場合などで総合的に判断する</p> <p>【流行状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 直近1週間の感染者数とその前1週間と比べ急増（クラスターが発生、倍化期間3日程度、5日間連続で新規感染者数が増加 など） <p>【医療体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療体制が逼迫している 人員体制や衛生資材の確保が困難 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内や隣県の流行状況も勘案 監視体制や検査体制等も勘案 緊急事態宣言が発令 | | | <p>$\left(\frac{\text{感染症指定病床の入院患者数}}{\text{感染症指定病床数}} = \text{概ね5割以上} \text{ など} \right)$</p> | |

岡山県
2020年5月22日現在

まん延防止の取組の段階的な変更のイメージ (今後、患者の急激な増加がなかった場合)

5月7日～

- ・GW終了
- ・基本的対処方針の改訂

5月11日～ 5月14日

- ・他県の対応状況を踏まえた対応
- ・岡山県の緊急事態宣言解除

5月21日～ 5月25日～

- ・関西地区の緊急事態宣言解除
(GW終了後3週間経過)

6月1日～

- ・全国の緊急事態宣言解除?

感染防止策を徹底した上で、流行状況を踏まえながら段階的に再開を検討
(感染拡大時は対策を強化)

外出自粛 県境を越えた移動自粛、三つの密を避ける、新しい生活様式の実践などを要請

企業活動 在宅勤務(テレワーク)、時差出勤などの取組を引き続き行うよう依頼

7 県有施設 適切な感染防止策を行った上で、順次、開館。

→ 後楽園等を再開

県立学校 臨時休業

→ 登校日の日数増加
→ 学校滞在時間の延長

→ 感染防止策を行った上で再開

県主催イベント 全国的・大規模なものは自粛。一定の規模以下のものについては、感染防止策を講じた上で開催可能。

小売店等 適切な感染防止策を行った上で、徐々に再開(業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた適切な感染防止策の協力を要請)

飲食店等 適切な感染防止策を行った上で、徐々に再開(業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた適切な感染防止策の協力を要請)

高齢者福祉施設 クラスターの発生防止のため、特段の感染防止策を法に基づき要請

屋内運動施設 適切な感染防止策の法に基づく要請、対策が講じられない場合は、
遊興施設 法に基づかない営業自粛の要請を行う
遊技場 → 適切な感染防止策の徹底を要請

パチンコ店 適切な感染防止策及び県外客を入店させないことを要請、対策が講じられない場合は、法に基づかない営業自粛の要請を行う

→ 適切な感染防止策の徹底を要請

基本的な感染防止策の実施、遠出の自粛、「三つの密」回避の徹底などを継続(新しい生活様式での活動となる)

新型コロナウイルス感染症対策に係る岡山県の対応について

1 これまでの取組

- 1月7日(火) 保健所及び県医師会・県病院協会等へ注意喚起
- 30日(木) 「岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置
- 2月4日(火) 「一般電話相談窓口」の設置
- 7日(金) 「帰国者・接触者相談センター」及び「帰国者・接触者外来」の設置
- 19日(水) 「新型コロナウイルスに係る中小企業支援機関の情報共有会議」の開催
- 28日(金) 国から学校の臨時休業の要請を受け、県の方針を決定(県立学校の休業を決定)
- 3月6日(金) 高知県で岡山県在住の患者確認を受け、対応方針を確認
- 16日(月) 「岡山県感染症対策委員会」の開催(専門家から意見聴取)
- 22日(日) 岡山市在住の患者確認・公表(岡山県内1例目)
- 26日(木) 特措法の規定に基づく「岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置
- 4月7日(火) 特措法の規定に基づく「緊急事態宣言」の発出
- 15日(水) 県南の県立学校57校の休業を決定
- 16日(木) 特措法の規定に基づく緊急事態宣言の区域を全都道府県へ変更
- 17日(金) 岡山県緊急事態措置の決定、県内の県立学校69校の休業を決定
- 20日(月) 「新型コロナウイルス感染症対策調整本部」の設置
- 21日(火) 「岡山県感染症対策委員会」の開催(専門家から意見聴取)
- 24日(金) パチンコ店、県外観光客の多い旅館及びホテル等の営業自粛のお願い
「一般電話相談窓口」を24時間対応に変更
- 28日(火) 県内の県立学校69校の休業の延長を決定
- 5月1日(金) 屋外検体採取センター(岡山市内)の設置
- 4日(月) 特措法の規定に基づく緊急事態宣言の期間を延長
- 5日(火) 「岡山県感染症対策委員会」の書面開催(専門家から意見聴取)
岡山県緊急事態措置の変更(期間延長)
- 14日(木) 緊急事態宣言の区域変更(岡山県を含む39県の除外)
- 15日(金) 軽症者等の宿泊療養施設の運用開始(倉敷市)
- 19日(火) 「岡山県感染症対策委員会」の開催(専門家から意見聴取)

2 対応状況

(1) 一般電話相談

県民からの不安など一般的な相談を、専用の電話相談窓口を設置し対応している。

| | |
|----------|---------------------|
| 一般電話相談件数 | 37,504件 |
| 本庁 | 16,286件(2月4日～5月19日) |
| 保健所・支所 | 21,218件(1月6日～5月19日) |

(2) 新型コロナウイルス受診相談センターへの相談（「帰国者・接触者相談センター」から改称）

感染の疑いのある方を診療体制等の整った医療機関に確実につなぐための調整を行っている。

相談件数 6, 008件（2月7日～5月19日）

(3) 検査体制等

県環境保健センターでPCR検査を実施するとともに、県内3施設に検査業務を委託し、検査体制の強化に努めている。

①PCR検査実施機関 4機関（1日当たり約80件対応可能）

実施人数 1, 607人（2月1日～5月20日、うち他県協力分88人）

※このほか、新型コロナウイルス外来でも医療保険によるPCR検査が可能

②屋外検体採取センター 1か所（岡山市内）

検体採取数 26人（5月1日～5月20日）

(4) 医療体制

①新型コロナウイルス外来（「帰国者・接触者外来」から改称）

新型コロナウイルス受診相談センターから紹介された感染の疑いのある方の診察を行っている。

医療機関数 39機関

受診患者数 1, 446人（2月7日～5月18日）

②入院病床の確保

今後の感染症患者数の増加を見据えて、病床の更なる確保に努めている。

117床（34機関）

うち感染症指定医療機関における入院病床数 26床

③宿泊療養施設 78室

④人工呼吸器 県内保有数 517台

⑤ECMO 県内保有数 28台

⑥アビガン等の使用可能医療機関 17機関

(5) 生活費の支援

①生活福祉資金貸付費

休業や失業を余儀なくされた方々の生活再建に向け、県社会福祉協議会から貸付を行っている。

3, 013件 587, 965千円 (3月25日～5月19日)

②住居確保給付金

休業等に伴う収入減少により住居を失うおそれのある方等に、各福祉事務所が家賃の代理納付を行っている。

170件 (4月20日～5月19日)

(6) 医療機関等へのマスクの配布

県が備蓄及び国から提供されたマスクを医療機関、福祉施設等へ配布している。

<医療機関>

サージカルマスク 1, 542, 000枚 (5月20日現在)

N (KN) 95マスク 16, 300枚 (")

<高齢者施設等>

サージカルマスク 239, 000枚 (5月18日現在)

<障害者施設等>

サージカルマスク 166, 000枚 (5月18日現在)

県内で確認された新型コロナウイルス感染者 (5月21日現在)

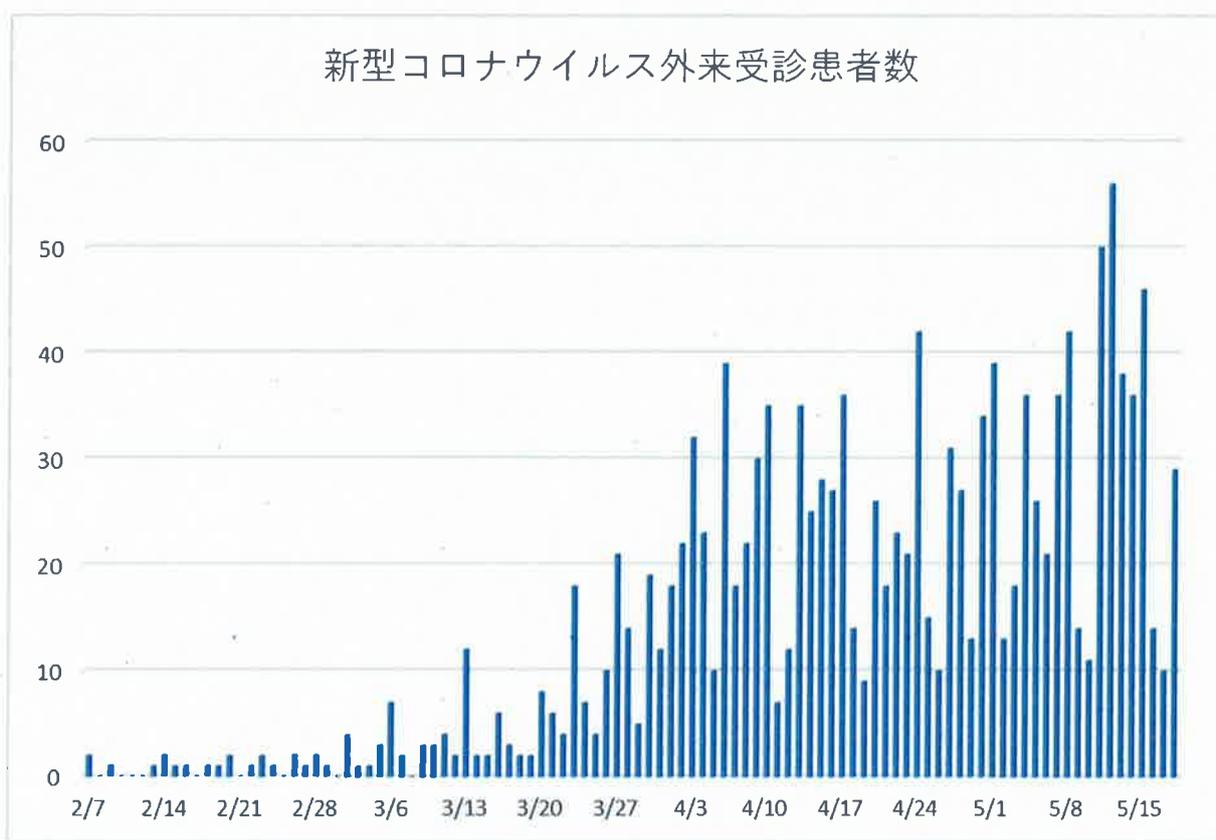
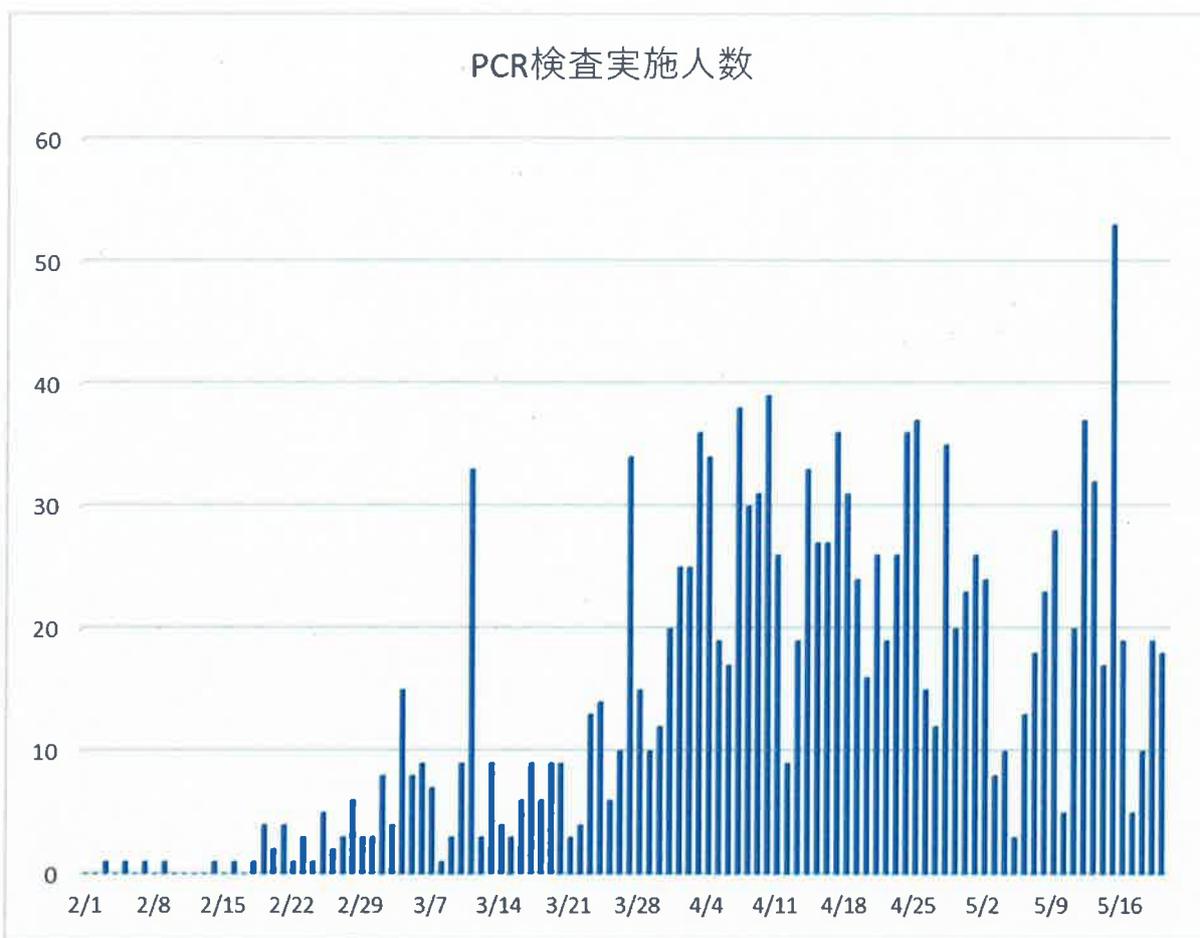
(単位：人)

| 合 計 | 入院中 | 宿泊療養施設 に入所中 | | 退院・退所 |
|-----|-----|----------------|---|-------|
| | | うち退院検査中 | | |
| 25 | 0 | 0 | 0 | 25 |

(参考) 新型コロナウイルス感染者の退院基準 (厚生労働省通知による)

- 1 患者の症状軽快後、24時間後 (無症状病原体保有者については、陽性の確認から24時間後) にPCR検査を実施。
- 2 1の検査で陰性が確認されたら、1の検体採取後24時間以後に再度採取を行い、2回連続で陰性が確認されたら退院可とする。

(参考 「PCR検査実施人数」及び「新型コロナウイルス外来受診患者数」の推移)



新規
参加者
大募集!

令和2年度 「にいみ健康チャレンジポイント」参加者募集

定員:200組500名
参加費無料

*参加申込者多数の場合は先着順となります

市内に住所を有する20歳以上(令和2年4月1日現在)の方なら誰でも参加可能!

申込期限:令和2年5月13日(水)~6月15日(月)必着
*ただし、定員に達しない場合は、延長する場合があります。

☆参加方法は3種類となっています。

今年度は、新規参加者(健康チャレンジポイント未達成の方含む)の要件が新たに加わります。

(注)新規参加者(健康チャレンジポイント未達成の方)とは、今までに健康チャレンジポイントに参加したが、一度も達成できなかった方

方法1)1人で参加(定員:50組50人)

*新規参加者の方のみ

方法2)2人ペアで参加(定員:100組200人)

*2人の内、必ずひとりとは新規参加者の方がいること

方法3)5人グループで参加(定員:50組250人)

*5人の内、必ず3人は新規参加者の方がいること

友人、家族、職場の
仲間と一緒に
参加しよう!



☆参加方法によって、商品券の金額が違います!

例えば...5人グループで参加し、全員達成すると1人3,000円の商品券と交換できます。

☆100ポイント達成したら、商品券と交換できます!

(ただし、2人ペア、5人グループで参加の場合は、ペアまたはグループ全員が達成することが条件となります)



| 参加方法 | 1人で参加 | 2人ペアで参加 | 5人グループで参加 |
|------------|--------|---------|-----------|
| 商品券(1人につき) | 1,000円 | 2,000円 | 3,000円 |

問い合わせ・申込み先

新見市健康づくり課

〒718-8501 新見市新見310-3(新見市役所南庁舎)

☎72-6129 FAX72-6613

Eメール kenkou@city.niimi.okayama.jp

申込書はP15へ

にいき健康チャレンジポイント対象活動一覧

| 番号 | ポイント名称 | ポイント数 | 上限 |
|----|--|----------------|-----|
| 1 | はじめて参加 (はじめてチャレンジポイントに参加した場合) | 5 | 1回 |
| 2 | 健康ポイントアンケート記入提出 | 5 | 1回 |
| 3 | ニッピーチャレンジ (体重、血圧、歩数等の記録を1か月以上継続して記録する) | 20 | 1回 |
| 4 | 人間ドック | 10 (いずれか1つ) | 1回 |
| 5 | 健康診査 (特定健診、後期高齢者健診、職場・学校での一般健診) | | |
| 6 | 医療機関での血液検査 (特定健康診査の項目を満たしているもの) | | |
| 7 | 脳ドック | 10 | 各1回 |
| 8 | 各種がん検診 (胃・大腸・肺・子宮頸・乳・前立腺がん検診) | 5 (1検診につき) | |
| 9 | 新見市歯周疾患検診 | | |
| 10 | 新見市骨粗鬆症検診 | | |
| 11 | がん検診精密検査受診 | 10(1検診につき) | |
| 12 | げんき広場にいきみの利用 | 10 (1回につき) | 5回 |
| 13 | 大佐海洋センターのプール利用 | | |
| 14 | 健康づくり課、介護保険課、市民課が実施する健康教室 | 10 (1回につき) | 10回 |
| 15 | いきいき健康アップ支援事業・運動ふれあい地域づくり支援事業 | | |
| 16 | ラジオ体操講習会 | | |
| 17 | クアオルト健康ウォーキング | | |
| 18 | 新見市及び関連する団体が主催するスポーツ大会 | | |
| 19 | 公民館での健康づくりに関係する活動※ | | |
| 20 | 企業・団体での健康づくりに関係する活動※ | | |
| 21 | 子育て広場での健康づくりに関係する活動※ | | |
| 22 | ラジオ体操の実施 | | |

4~6
いずれか
ひとつの
受診を必
須とする

働き盛りや子育ての方に参加しやすい
取組を新規に追加しました!!

※18~20の活動へのポイント付与については、事前に主催者側へ対象となるか確認してください。
◇2および3の参加は必須とします。 ◇4~6のいずれかひとつの受診を必須とします。

NEW

① 20歳代・30歳代応援ポイント

☆20・30歳代の方全員に、5ポイント贈呈!

☆20・30歳代の方で、子宮頸がんを受診した場合、5ポイントを贈呈!

② クアオルト健康ウォーキング両コース参加でボーナスポイント

☆クアオルト健康ウォーキングで、新見富士コースと満奇洞コースにそれぞれ参加した場合。
クアオルト参加(10ポイント)×2回=20ポイントに加え

さらにボーナス
ポイントとして

ボーナス5ポイントを贈呈!=25ポイントをゲット!



“笑顔” 結びプロジェクト

想いをつないで笑顔を結ぶ

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、地域の中には、人との関わりが少なくなり、不安感を抱いている方がいらっしゃいます。

「お元気ですか」の一声をかけることで安心感につながります。みなさんのできる方法でつながりましょう。

電話

高齢者に
ふれあいサロンの仲間



SNS

友達に



つながろう

～笑顔で会える日を願って～

旧友、知人の方に
あなたの大事な人に



手紙・はがき

ご近所の方へ



あいさつ・声かけ

メッセージを募集します！

この活動を通して、よかったことや感想を氏名、住所、年齢、性別、連絡先を添えて送ってください。

郵 送の場合：〒718-0016 新見市金谷 640-1

メールの場合：syakyo-honsho-1@ex.city.niimi.okayama.jp

投稿していただいたご感想は、本会の社協だよりやホームページ等でご紹介させていただきます。

※ご記入いただいた個人情報は、本プロジェクト以外には使用しません。また、許可なく個人情報を広報紙等に掲載しません。

社協の目指す“3みつ”

「自分を見つめ つながり見つけ 笑顔でMEETS（会う）」



社会福祉法人 新見市社会福祉協議会

TEL：72-7306 FAX：71-2088 HP：http://www.shakyo-niimi.jp/



↑QRコードからメール送信！

新見市在宅医療・介護連携支援センターまんさく

在宅医療・介護連携推進事業の一部を新見医師会が受託

- (ア)地域の医療・介護の資源の把握
- (エ)医療・介護関係者の情報共有の支援
- (オ)在宅医療・介護連携に関する相談支援
- (カ)医療・介護関係者の研修

(ア)地域の医療・介護の資源の把握

在宅医療連携ガイドの修正

市内医療・介護・福祉関係120事業所にアンケートを行い、変更・修正点について正誤表を配布。ホームページでPDFデータを公開

(ア)地域の医療・介護の資源の把握

新見地域事業所料金・加算一覧への協力

新見市社会福祉協議会が作成している上記一覧へのアンケートを2回行い配布、データ公開に協力

【通所介護】

| 事業所名 | 中央デイサービスセンター | | 神楽デイサービスセンター | | 豊田町立介護サービスセンター | | 新見市立介護サービスセンター | |
|------|--------------|-------|--------------|-------|----------------|-----|----------------|-----|----------------|-----|----------------|-----|----------------|-----|----------------|--|
| | 12/27 | 12/28 | 12/29 | 12/30 | 12/31 | 1/1 | 1/2 | 1/3 | 1/4 | 1/5 | 1/6 | 1/7 | 1/8 | 1/9 | 1/10 | |
| 営業日 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 休業日 | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | |
| 要介護1 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | |

(ア)地域の医療・介護の資源の把握

新見地域年間会議等一覧の作成

医療・介護関係機関に年間予定を確認し、会議日程等が重複しないよう調整
今年度は、新型コロナウイルスの影響で、調査を先送り

(ア)地域の医療・介護の資源の把握

事業所連休時営業予定一覧の作成

本年度は、ケアマネ協会で実施(調整中)

| 事業所名 | 営業日一覧 (営業:○ 休業:× 要介護:△) | | | | | | | | | | | | 備考 | | |
|----------|-------------------------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|---|
| | 12/27 | 12/28 | 12/29 | 12/30 | 12/31 | 1/1 | 1/2 | 1/3 | 1/4 | 1/5 | 1/6 | 1/7 | | 1/8 | |
| 生活支援新見デイ | ○ | ○ | × | × | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | × | × | × |
| おみさ路デイ | ○ | ○ | × | × | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | × | × | × |
| オレンジデイ | ○ | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × |
| 藤松荘デイ | ○ | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × |
| フローバーデイ | ○ | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × |
| ますらんデイ | ○ | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × |
| 皆西荘デイ | ○ | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × |
| 存子養子デイ | ○ | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × |
| 社福神楽デイ | ○ | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × |

(エ)医療・介護関係者の情報共有の支援

晴れやかネット岡山の拡張機能 ケアキャビネットへ移行したZ連携の利用促進

(エ)医療・介護関係者の情報共有の支援

新見版情報共有書(H29.3版)の普及啓発

動画配信、WEB会議等活用し普及啓発を図る。

(オ)在宅医療・介護連携に関する相談支援

相談支援

病院や包括から依頼を受け、ケアマネが決まらないケースや説得の必要なケース、介護保険サービスの利用があるかわからない方への相談支援を行う



(オ)在宅医療・介護連携に関する相談支援

入退院連携の支援

Z連携・web会議を利用した入退院連携の日程調整、機器のセッティング等の支援を行う



(カ)医療・介護関係者の研修

医療・介護多職種連携会議の開催

回数を限定して実施したいと考えています。

テーマ案 糖尿病(太田徹Dr)他

実施方法については、オンラインの活用等「3つの密」を避ける方法を検討します。

良い案がありましたらご意見を頂けたらと思います。